

墨田区次世代育成支援行動計画  
墨田区子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

平成 2 7 年 2 月

## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                    | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨等 .....                     | 1  |
| 2 計画の位置付け .....                         | 1  |
| 3 計画の期間 .....                           | 1  |
| 4 計画策定体制と策定方法 .....                     | 2  |
| 第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状 .....         | 3  |
| 1 保育所の待機児童数 .....                       | 3  |
| 2 子どもの人口の推移と将来推計 .....                  | 3  |
| 第3章 基本理念と施策の体制 .....                    | 4  |
| 第4章 施策の展開 .....                         | 6  |
| 基本目標    子どもの最善の利益を優先します .....           | 6  |
| 基本目標    保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します .....   | 8  |
| 基本目標    困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします ..... | 10 |
| 基本目標    地域の子育て力及び連携を強化します .....         | 12 |
| 基本目標    ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します ..... | 15 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画 .....                 | 17 |
| 1 教育・保育の提供区域の設定 .....                   | 17 |
| 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容 .....               | 17 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 .....       | 22 |
| 第6章 計画の推進体制 .....                       | 27 |
| 1 計画の推進 .....                           | 27 |
| 2 計画の進捗管理 .....                         | 27 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨等

これまでの少子化対策では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。墨田区においては、平成 17 年に「すみだ子育て・子育て応援宣言 - 墨田区次世代育成支援行動計画 - 」を策定して、次世代育成支援対策を推進してきました。

しかし、出生率の低下により少子化は進行し、さらなる核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。また、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分なことや、多くの待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。

このような状況に対し、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、区市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。さらに、平成 26 年 4 月には、平成 27 年 3 月までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月まで 10 年間延長されました。

このため、墨田区では、これまでの次世代育成支援対策を継続して推進していくために、「墨田区次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、子ども・子育て支援の取組を一層促進させるために、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年 4 月から 5 年間の墨田区の子ども・子育て支援の取組について定めます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条による区市町村行動計画として、次世代育成支援対策を内包するものとして策定するとともに、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

また、「子ども・子育て支援法」の第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。

さらには、地域福祉計画との整合性を図りながら、子ども・子育て施策の総合的で一体的な推進を進めていくものです。

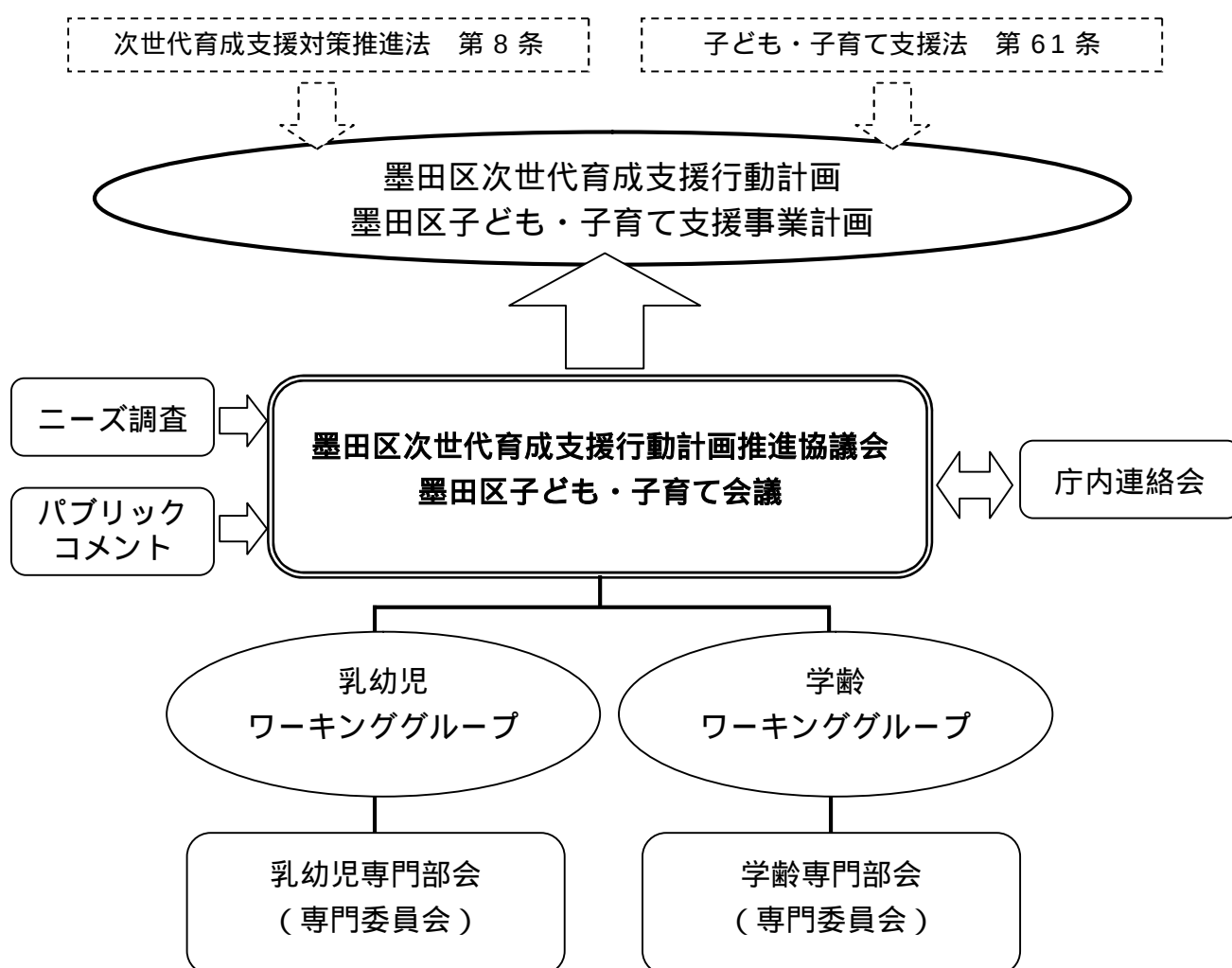
## 3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を 1 期とします。なお、各施策の進捗状況について各年度で分析・評価し、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

## 4 計画策定体制と策定方法

28 名から構成される「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」を設置し、その下部組織として「乳幼児ワーキンググループ」と「学齢ワーキンググループ」を設置しました。さらに、それぞれのワーキンググループに「専門部会」を設け、それぞれの会議で計画内容等を協議・検討し、庁内連絡会等での検討も踏まえて策定しています。また、パブリックコメントや事業者を対象とした説明会、利用者説明会を実施しました。

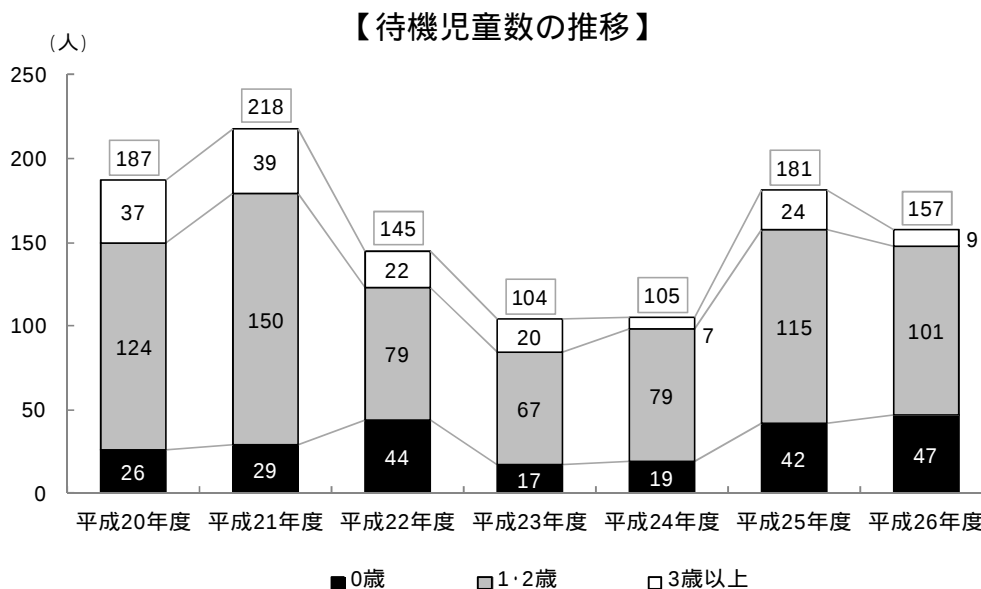
さらに、「子ども・子育て支援ニーズ調査」「青少年の生活等に関する調査」の他、ニーズ調査では十分な把握が難しい発達に心配がある児童の保護者への聞き取り調査、高校生への聞き取り調査も行い、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。



## 第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状

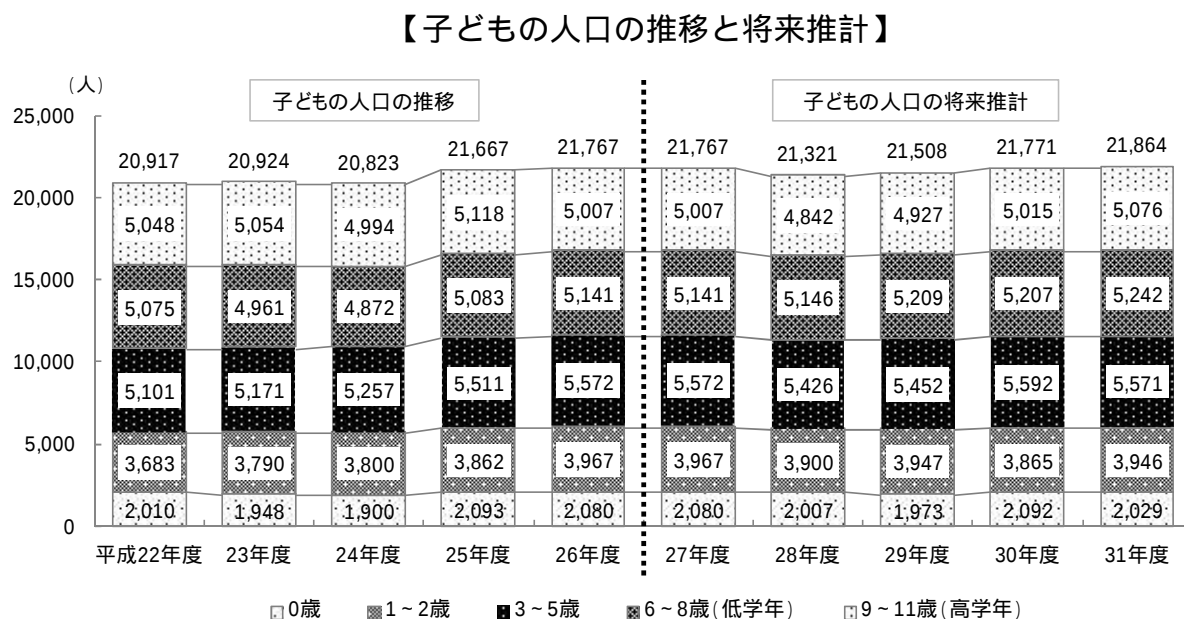
### 1 保育所の待機児童数

待機児童は近年、100人から200人前後で推移していますが、その年によってばらつきがあります。ただし、いずれの年も1・2歳に多くの待機児童がいます。



### 2 子どもの人口の推移と将来推計

平成22年以降の未就学児は、いずれも年々増加傾向にあり、就学児は、6～8歳の低学年と、9～11歳の高学年ともに5,000人前後で推移しています。また、平成27年度以降の子ども的人口は、ほぼ横ばいで推移することが予測されます。



## 第3章 基本理念と施策の体制

### 基本理念

子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ

#### 5年後の将来像

##### 子ども

心身ともに健康に育ち、  
すみだに愛着と誇りを  
持つ気持ちが育まれ  
ている

##### 子育て家庭

安心して子どもを生み、  
子どもの尊い命を守りなが  
ら、生きがいを持って  
子育てをしている

##### 地域(企業含む)

地域の力によりみんなで  
子育てし、子どもの未来へ  
の可能性を引き出し  
ている

#### 基本目標

##### 目標

子どもの最善の利益を  
優先します

##### 目標

保育の量的整備  
のみならず、保育の質を  
重視します

##### 目標

困難を抱えた子どもと  
家庭への支援体制を  
手厚くします

##### 目標

地域の子育て力及び  
連携を強化します

##### 目標

ワーク・ライフ・バランス  
を踏まえた支援を  
実施します

#### 具体的な方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (2) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくりの促進

- (1) 親と子の健康づくりの促進
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) 保護が必要な子どもとその家庭への支援
- (4) 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 企業等の子育て力との協働
- (4) 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築
- (5) 子どもの安全・安心を守るための環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境作りの推進
- (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

## 重点事業

- ・児童館事業
- ・児童館等整備事業
- ・学童クラブ
- ・学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保
- ・高学年の放課後の居場所の確保
- ・放課後子ども教室
- ・放課後子ども総合プランの推進
- ・公園再整備の計画的推進
- ・国際理解教育の推進
- ・いじめ防止対策の推進
- ・小・中学校での食育の推進
- ・健康と体力向上の推進

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・小児医療体制の充実・確保
- ・食育啓発・推進事業
- ・緊急一時保育
- ・一時保育
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育てひろば事業
- ・いっしょに保育
- ・子育て安心ステーション事業
- ・認定こども園の整備誘導
- ・既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業
- ・認可保育所の整備
- ・認証保育所の認可保育所への移行支援
- ・区立認可保育所改築計画
- ・延長保育
- ・訪問型病後児保育
- ・施設型病後児(病児)保育
- ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施
- ・子ども主体の協同的な学びプロジェクト
- ・保育士の確保

- ・保育所における障害児保育
- ・学童クラブへの障害児の受け入れ
- ・障害(発達障害を含む)児の放課後対策
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化
- ・養育支援訪問事業
- ・認証保育所保育料負担軽減補助事業

- ・「すみだ家庭の日(毎月 25 日)」の普及と活用
- ・学校における地域人材の活用
- ・学校支援ネットワーク事業
- ・次世代ものづくり人材育成支援事業
- ・中学生の職業体験・保育体験学習の充実や小学生の幼児との交流
- ・子育てサポーターの育成・活用
- ・地域子育て支援ネットワークの構築
- ・地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- ・保育コンシェルジュ事業(利用者支援事業)
- ・地域防犯対策
- ・安全・安心メール

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
- ・男性の育児参加にむけた意識啓発
- ・赤ちゃん休けいスポット事業
- ・子育て支援のための情報発信アプリの運用
- ・子育て支援に関する区ホームページコーナーの運用

## 子ども・子育て支援事業計画

### 教育・保育給付

#### 施設型給付

認定こども園  
幼稚園  
保育所

#### 地域型保育給付

小規模保育  
家庭的保育  
居宅訪問型保育  
事業所内保育

### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 子どもの最善の利益を優先します

#### 方向性（１） 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

- 地域の中で、子どもたちへ遊びの場を提供し、自主性や社会性、人間性を身に付けるとともに、安全で安心な放課後の居場所として、児童館の内容の充実と放課後子ども教室の拡充を図ります。また、子どもの育ちを支援する地域の拠点として、小学生と中高生等の異世代間の交流をはじめ、児童館の機能を強化しつつ、放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室と学童クラブの連携を推進していきます。
- 学童クラブについては、希望する人が利用できるよう、地域ごとのニーズに応じて、学校の余裕教室の活用等により実施体制を確保していきます。また、学童クラブ間の交流・連携、職員研修等を通じて、質の確保・向上を図ります。
- 子どもや保護者の参画のもと、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる、魅力ある遊び場、公園の整備を促進するとともに、地域の関係機関が連携・協働して、多様な自然体験・社会体験活動、交流活動ができる場・機会づくりを進めます。
- 小中学生へのリーダー講習会や研修会により、様々な出会いやかかわりあいの中で、人とのかかわることのできる喜びを体験できる機会などを拡充し、次代を担う健全な青少年育成に取り組み、各少年団体の育成や活動の充実を図ります。また、職業体験の機会を充実し、子どもの頃から職業や勤労に対する意識を育成していきます。

関連事業：子ども・子育て支援事業計画においてニーズ量の見込みと年度ごとの事業量を定める事項に関連する事業

| 計画事業 |                          | 重点事業 | 関連事業 |
|------|--------------------------|------|------|
| 1    | 児童館事業                    |      |      |
| 2    | 児童館等整備事業                 |      |      |
| 3    | 学童クラブ                    |      |      |
| 4    | 学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保     |      |      |
| 5    | 高学年の放課後の居場所の確保           |      |      |
| 6    | 放課後子ども教室                 |      |      |
| 7    | 放課後子ども総合プランの推進           |      |      |
| 8    | 公園再整備の計画的推進              |      |      |
| 9    | 墨田区の児童館のあり方の検討           |      |      |
| 10   | 児童館・学童クラブ等職員の研修          |      |      |
| 11   | 児童館・学童クラブ等の連絡協議会の設置      |      |      |
| 12   | 「(仮)放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置 |      |      |
| 13   | コミュニティ会館事業               |      |      |
| 14   | 学校の校庭開放                  |      |      |
| 15   | わんぱく天国                   |      |      |
| 16   | 農山村生活体験事業                |      |      |
| 17   | 科学教室                     |      |      |
| 18   | サブ・リーダー講習会               |      |      |
| 19   | ジュニア・リーダー研修会             |      |      |
| 20   | 少年団体の育成                  |      |      |
| 21   | 若年者就職サポート事業              |      |      |

## 方向性（２） 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

- 「すみだ教育指針」に基づき、子どもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を身につけることをめざし、一人ひとりの子どもに応じた教育により、確かな学力と豊かな人間性を育むとともに、地域の特色にあった魅力ある学校づくり、よりよい学校教育を推進するためのしくみづくりなどに取り組みます。
- 東京スカイツリーの完成に伴い、「国際観光都市すみだ」の実現に向け、次代を担う子どもが国際的視野をもち、異文化を理解するとともに、グローバルに交流の輪を広げられるような国際教育を推進します。また、地球環境や地球エネルギーをはじめとした環境問題に関心が持てるよう、環境学習に取り組んでいきます。
- 「学力向上“新すみだプラン”」の展開により、学校・家庭・地域の連携で子どもたちの学びを後押し、学校や教員の授業力の向上とともに、家庭における学習習慣づくりを進めます。
- 墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、基本理念を定め、区、区立学校、保護者等の責務を明らかにするとともに、区の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めます。

| 計画事業 |                      | 重点事業 | 関連事業 |
|------|----------------------|------|------|
| 22   | 国際理解教育の推進            |      |      |
| 23   | いじめ防止対策の推進           |      |      |
| 24   | 特色ある学校づくり            |      |      |
| 25   | 道徳教育の推進              |      |      |
| 26   | 体験的な活動を取り入れた学習の展開    |      |      |
| 27   | 人権教育                 |      |      |
| 28   | 帰国・外国人等児童生徒のための日本語指導 |      |      |
| 29   | 情報教育の推進              |      |      |
| 30   | 学校運営連絡協議会の設置と運営      |      |      |
| 31   | 学力向上「新すみだプラン」推進事業    |      |      |
| 32   | 幼保小中一貫教育の推進          |      |      |
| 33   | 区立学校の適正配置            |      |      |
| 34   | 学校ＩＣＴ化の推進            |      |      |
| 35   | ５０５０プログラム            |      |      |
| 36   | 環境学習の支援              |      |      |
| 37   | 環境体験学習               |      |      |
| 38   | 資源循環学習               |      |      |

## 方向性（３） 子どもの心とからだの健康づくりの促進

- 家庭や子どもが望ましい食習慣を身につけ、食を通じて自らの健康を管理でき、食の大切さを理解できるよう食育に取り組んでいきます。
- 学齢期や思春期に特有な不安や悩みなどに対する相談を、学校や児童館などの学校内外で気軽に行えるように相談体制を整備し、問題の早期発見と早期対応から、不登校やいじめ、非行、心の悩みなどに関するきめ細かな支援を行います。
- 望まない妊娠や性感染症の防止のための性教育を充実します。また、家庭、学校、地域が一体となって、喫煙、飲酒、薬物乱用等に対する正しい知識の普及啓発に取り組み、子どもが誘惑に負けることなく、適切に行動できる力を育みます。

|    | 計画事業              | 重点事業 | 関連事業 |
|----|-------------------|------|------|
| 39 | 小・中学校での食育の推進      |      |      |
| 40 | 健康と体力向上の推進        |      |      |
| 41 | 思春期相談             |      |      |
| 42 | エイズ及び性感染症等に関する性教育 |      |      |
| 43 | 喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策   |      |      |
| 44 | 教育相談事業            |      |      |
| 45 | スクールカウンセラーの配置     |      |      |
| 46 | スクールサポート事業        |      |      |
| 47 | ステップ学級            |      |      |

## 基本目標 保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します

### 方向性（１） 親と子の健康づくりの促進

- 乳児のいる家庭と社会をつなぐ最初の機会である、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について、新生児及び生後 120 日以内の乳児のいる家庭への訪問率 100%をめざします。乳児家庭全戸訪問事業から健診等の母子保健サービスの提供を通じて親子の健康を継続的に見守り、疾病や障害の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児期に親子が良好な関係を築くことができるよう支援します。
- 子どもが健康なからだと豊かなこころを育む上で、乳幼児期は食習慣の基礎や規則正しい生活リズムをつくる大切な時期であり、家庭がその役割を十分に果たせるよう、関係機関が連携・協力して食育のための活動を広めていきます。
- 日頃から気軽に相談できるかかりつけ医の普及啓発や、休日や平日夜間の小児医療体制に関する周知を進めるとともに、東京都や医師会等との連携により、産科・小児科医療の確保・充実に努めます。

|    | 計画事業                    | 重点事業 | 関連事業 |
|----|-------------------------|------|------|
| 48 | 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） |      |      |
| 49 | 小児医療体制の充実・確保            |      |      |
| 50 | 食育啓発・推進事業               |      |      |
| 51 | 母子健康手帳の交付               |      |      |
| 52 | 妊婦健康診査                  |      |      |
| 53 | 妊婦歯科健康診査事業              |      |      |
| 54 | 乳児健康診査                  |      |      |
| 55 | 1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査  |      |      |
| 56 | 育児相談・出張育児相談             |      |      |
| 57 | アレルギー健診・教室              |      |      |
| 58 | 歯科衛生相談                  |      |      |
| 59 | 子どもの事故防止のための啓発活動の推進     |      |      |
| 60 | ぜん息児のための環境保健事業（機能訓練事業）  |      |      |
| 61 | 子どもの予防接種                |      |      |

## 方向性（２） 子育て支援サービスの充実

- 子育てを応援するサービスのメニュー・量を拡充し、利用しやすくすることにより、親の育児不安や負担を軽減・解消し、すべての子育て家庭が地域で安心して子育てをすることができるようにしていきます。
- 特に子育てひろばは、乳幼児期の子育て家庭を支える地域の拠点であり、両国・文花子育てひろば、すみだ子どもサロン、児童館のほか、認定こども園に子育てひろば（地域子育て支援拠点）を整備します。また、ひろば事業を行っている地域の施設間の情報交換・連携のしくみをつくり、質の確保・向上に努めます。
- 子育てひろばが親子にとって安心して過ごせる居場所となるよう、利用者の主体的な参加を支援し、一緒に居場所づくりを進める環境をつくりまします。

| 計画事業 |                      | 重点事業 | 関連事業 |
|------|----------------------|------|------|
| 62   | 緊急一時保育               |      |      |
| 63   | 一時保育                 |      |      |
| 64   | ファミリー・サポート・センター事業    |      |      |
| 65   | 子育てひろば事業             |      |      |
| 66   | いっしょに保育              |      |      |
| 67   | 子育て安心ステーション事業        |      |      |
| 68   | 短期保育（ショートナースリー）      |      |      |
| 69   | ショートステイ              |      |      |
| 70   | トワイライトステイ            |      |      |
| 71   | 児童館での乳幼児一時預かり        |      |      |
| 72   | 在宅子育てママ救急ショートサポート    |      |      |
| 73   | つどいの広場・子育て広場         |      |      |
| 74   | 児童館の乳幼児事業            |      |      |
| 75   | 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業 |      |      |
| 76   | 児童養育家庭ホームヘルプサービス     |      |      |
| 77   | 幼児の時間                |      |      |
| 78   | 未就園児への開放広場           |      |      |
| 79   | ブックスタート              |      |      |

## 方向性（３） 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上

- 認定こども園に対する保護者のニーズが高いこと、地域の子育て支援拠点としての機能が期待されることから、認定こども園の新設、区立保育所などの既存施設からの認定こども園への移行を促進し、就労の有無や形態にかかわらず、安定して保育・教育を受けられるよう、教育・保育の環境づくりを進めます。
- 増加が予想される保育ニーズに対しては、認可保育所とともに小規模保育所など地域型保育事業の誘致、幼稚園の預かり保育の拡充等により、サービス量の拡充を図ります。また、家庭的保育事業については給食を提供します。
- 保護者の就労形態やニーズの多様化に対応し、延長保育、病児・病後児保育等のサービスをさらに充実します。特に、病児保育については実施に向けて働きかけます。
- 乳幼児期の質の高い保育は、その後の子どもの成長に大きな影響を与えることから、子どもが豊かに学ぶために保育の質を向上を図るため、「子ども主体の協同的な学びプロジェクト」実施します。
- 小学校入学後にスムーズに学校生活になじむことができるようにするため、保育所及び幼稚園、並びに小学校との連携・交流等を通じた取り組みを推進します。

|     | 計画事業                              | 重点事業 | 関連事業 |
|-----|-----------------------------------|------|------|
| 80  | 認定こども園の整備誘導                       |      |      |
| 81  | 既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業            |      |      |
| 82  | 認可保育所の整備                          |      |      |
| 83  | 認証保育所の認可保育所への移行支援                 |      |      |
| 84  | 区立認可保育所改築計画                       |      |      |
| 85  | 延長保育                              |      |      |
| 86  | 訪問型病後児保育                          |      |      |
| 87  | 施設型病後児（病児）保育                      |      |      |
| 88  | 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施 |      |      |
| 89  | 子ども主体の協同的な学びプロジェクト                |      |      |
| 90  | 保育士の確保                            |      |      |
| 91  | 地域型保育事業（家庭的保育者（保育ママ））             |      |      |
| 92  | 地域型保育事業（小規模保育所等の整備）               |      |      |
| 93  | 家庭的保育事業の給食提供                      |      |      |
| 94  | 私立幼稚園の預かり保育                       |      |      |
| 95  | 区立認可保育所の民間活力の導入                   |      |      |
| 96  | 認可保育所の遊具整備                        |      |      |
| 97  | 休日保育                              |      |      |
| 98  | スポット延長保育                          |      |      |
| 99  | 心理相談員の保育所等、学童クラブへの巡回              |      |      |
| 100 | 保育所保育料の適正化                        |      |      |
| 101 | 保育所等の福祉サービス第三者評価制度の推進             |      |      |
| 102 | 子育て出前相談                           |      |      |

## 基本目標 困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします

### 方向性（１） ひとり親家庭等への支援

- ひとり親家庭に対しては、引き続き、保育サービス、子育て支援サービスの充実など、子育てや生活面に対するきめ細かな支援を行っていきます。
- 福祉サービスの充実とあわせて、就業支援等を通じた、経済的に自立した生活を送ることができるための支援を充実していきます。

|     | 計画事業                     | 重点事業 | 関連事業 |
|-----|--------------------------|------|------|
| 103 | 子ども医療費助成制度               |      |      |
| 104 | ひとり親家庭医療費助成制度            |      |      |
| 105 | 区立幼稚園保育料の負担軽減について        |      |      |
| 106 | 私立幼稚園等園児の保護者への助成         |      |      |
| 107 | 未熟児養育医療                  |      |      |
| 108 | 育成医療及び療養給付事業             |      |      |
| 109 | 墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業       |      |      |
| 110 | 母子・父子相談、女性相談、家庭相談        |      |      |
| 111 | 女性のためのカウンセリング＆DV相談       |      |      |
| 112 | 東京都母子及び父子福祉資金（技能習得資金）の貸付 |      |      |
| 113 | ひとり親家庭自立支援給付金事業          |      |      |
| 114 | ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業       |      |      |
| 115 | 母子緊急一時保護事業               |      |      |
| 116 | 母子生活支援施設                 |      |      |

## 方向性（２） 障害のある子どもの発達と成長支援

- 発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保護者が相談しやすい体制の整備、保育所、幼稚園、学校等の保育・教育施設や子育て支援総合センター、保健センター、医療機関等の関係機関の連携体制の構築、発達障害児の保護者同士の交流支援など、発達障害児とその家庭への支援を充実・強化していきます。
- 新設した障害のある子どもの療育を行う児童デイサービス施設「にじの子」をはじめ、「みつばち園」において、障害のある子どもの成長過程に応じて一貫した支援を行うしくみづくりと体制整備を進めます。
- 学校教育に関しては、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う、特別支援教育を推進します。また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小・中学生との交流など、障害のある子どももいない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。
- 障害のある学齢期の子どもが放課後を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

| 計画事業 |                      | 重点事業 | 関連事業 |
|------|----------------------|------|------|
| 117  | 保育所における障害児保育         |      |      |
| 118  | 学童クラブへの障害児の受け入れ      |      |      |
| 119  | 障害（発達障害を含む）児の放課後対策   |      |      |
| 120  | 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施 |      |      |
| 121  | 心身障害児（者）歯科相談等事業      |      |      |
| 122  | 療育・訓練事業              |      |      |
| 123  | 幼稚園における障害児教育         |      |      |
| 124  | 就学相談                 |      |      |
| 125  | 特別支援学級運営             |      |      |
| 126  | 特別支援教育への対応           |      |      |
| 127  | 交流教育・障害児理解教育の実施      |      |      |
| 128  | 障害者（児）各種助成事業等        |      |      |
| 129  | 学齢期障害児への移動支援サービス事業   |      |      |

## 方向性（３） 保護が必要な子どもとその家庭への支援

- 児童館や地域の関係機関が連携・協働するためのネットワークである墨田区要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、子育て支援総合センターを中心に、虐待をはじめ、不登校や非行等により保護を必要とする子どもを早期に発見し、事態の深刻化の防止を図るとともに、問題の解決にむけて取り組む体制を整備します。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や健康診査、地域の子育てひろばの機能の充実、子育て支援総合センターとの連携の強化などにより、地域から孤立している、育児不安を抱えているなど、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要としている家庭を早期に発見し、必要なサービス・支援につなげます。
- 虐待や不登校、非行といった問題を抱える子どもとその家庭を支援していくためには、地域の力が欠かせません。今後は、こうした問題に取り組む地域のNPOやボランティア団体等の活動を促進するための区の支援を充実し、連携・協働を進めます。
- 家庭養護（里親、ファミリーホーム）委託率を３割以上に引き上げることをめざし、児童相談所と共同し啓発の強化に努めます

| 計画事業 |                                | 重点事業 | 関連事業 |
|------|--------------------------------|------|------|
| 130  | 要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化 |      |      |
| 131  | 養育支援訪問事業                       |      |      |
| 132  | 社会的養護推進のための啓発強化                |      |      |
| 133  | 虐待防止にむけた啓発活動の推進                |      |      |

#### 方向性（４） 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援

- 少子化の傾向に歯止めをかけるためには、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもを生み育てることへの経済的な不安を解消することも有効な対策のひとつです。しかし、各種手当の支給、医療費の助成等の経済的な支援策は、国・都・区でそれぞれの役割に応じた権限と責任があるので、区としてどのような経済的支援をすべきかについて、国や都の動向を踏まえ、また、所得の再配分や税負担の公平性、地域特性等を勘案しながら総合的に検討していきます。

| 計画事業 |                  | 重点事業 | 関連事業 |
|------|------------------|------|------|
| 134  | 認証保育所保育料負担軽減補助事業 |      |      |
| 135  | 児童に関する各種手当の支給    |      |      |
| 136  | 生活困窮者学習支援事業      |      |      |

### 基本目標 地域の子育て力及び連携を強化します

#### 方向性（１） 親同士のつながりと子育て力の育成

- 先輩ママ・パパの体験をこれから親になる人に伝える取り組みや、子どもの年齢やテーマ（食事・遊び・運動等）による講座やイベントの開催をきっかけとして、保護者同士の自主的なグループの育成・活動支援等を通じて、保護者同士のつながりや支えあいを促進します。
- 子どもとともに親も成長していくことができるよう、親としての心構えや子育てについて学ぶことのできる機会の充実を図ります。妊娠中から子どもの成長過程に応じて継続的に学ぶことのできるプログラムの展開をめざし、「すみだ家庭の日」を活用するなどして、関係機関の連携・協働による講座や交流事業等を開催していきます。

| 計画事業 |                        | 重点事業 | 関連事業 |
|------|------------------------|------|------|
| 137  | 「すみだ家庭の日（毎月２５日）」の普及と活用 |      |      |
| 138  | 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス  |      |      |
| 139  | 育児学級                   |      |      |
| 140  | 子育て講演会                 |      |      |
| 141  | 家庭教育学級                 |      |      |
| 142  | 自主グループ等への支援            |      |      |

## 方向性（２） 地域の子育て力の育成と協働

- 保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会等が、相互の連携・協働により、乳幼児期の頃から子ども・子育て家庭が身近な地域とかわかり、つながりを深めていくことができるようにしていきます。
- 子育て経験のある方や子育て・子育ての活動にかかわりたいと思っている区民を、子育て支援サービス等を担う人材として育成するとともに、子育て家庭や教育・保育施設、児童館、学校等とつなぐしくみを整備し、区民の子育て・子育て支援活動への参画を促進します。
- 地域の子育て支援・青少年育成団体、NPOやボランティア団体等が展開している様々な活動を促進し、地域での多様な支えあいの輪を広げていきます。

| 計画事業 |                             | 重点事業 | 関連事業 |
|------|-----------------------------|------|------|
| 143  | 学校における地域人材の活用               |      |      |
| 144  | 学校支援ネットワーク事業                |      |      |
| 145  | 高齢者と園児のふれあい給食               |      |      |
| 146  | 高齢者団体活動の支援                  |      |      |
| 147  | いきいきプラザにおける交流事業             |      |      |
| 148  | 次代に継ぐ平和のかたりべ事業              |      |      |
| 149  | 高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業      |      |      |
| 150  | 伝統文化等に触れ合う機会の提供             |      |      |
| 151  | 青少年委員活動                     |      |      |
| 152  | 青少年育成委員会活動の支援               |      |      |
| 153  | 地域の子育て支援・青少年育成団体の連携         |      |      |
| 154  | 総合型地域スポーツクラブの活動支援           |      |      |
| 155  | 町会、自治会・NPO・ボランティア活動等地域活動の支援 |      |      |
| 156  | すみだ地域応援サイト「いっしょにネット」の管理運営   |      |      |
| 157  | すみだガバナンスリーダー養成講座            |      |      |
| 158  | 地域プラザ整備事業                   |      |      |

## 方向性（３） 企業等の子育て力との協働

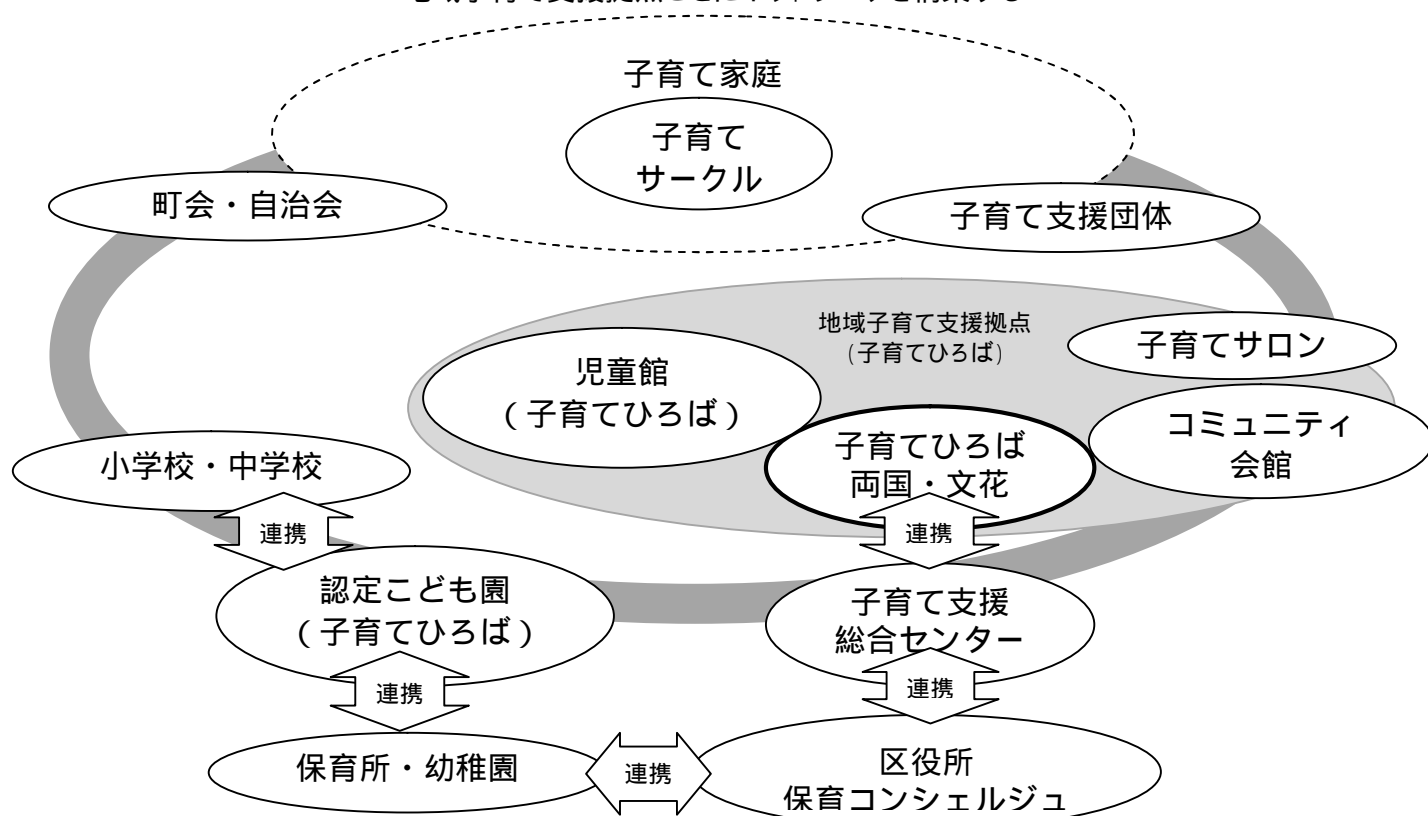
- 企業の子育てにかかわる地域貢献活動を促進し、連携・協働を推進します。特に、子どもたちがすみだの産業について知り、体験できる機会づくり、子どもの職業観や将来墨田区で働くというイメージの育成につながる取り組みなどを進めていきます。
- 商店街や大型店舗での授乳・おむつ替えスペースの設置、子育て世帯への特典制度など、子育て・子育て支援だけでなく、地域の活性化やイメージアップにもつながる取り組みを検討・推進していきます。
- 子育て・子育て支援活動に積極的に取り組む区内の中小企業や商店等の情報を、区報やホームページ等で紹介し、こうした取り組みの普及啓発につなげていきます。
- 区内の中小企業や商店等に対して、子どもの見守りや緊急避難所としての役割など、子育て・子育て支援への協力を呼びかけていきます。

| 計画事業 |                               | 重点事業 | 関連事業 |
|------|-------------------------------|------|------|
| 159  | 次世代に対するものづくり人材の育成支援           |      |      |
| 160  | 中学生の職業体験・保育体験学習の充実や小学生の幼児との交流 |      |      |
| 161  | 職業体験事業                        |      |      |

#### 方向性（４）個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築

- 乳幼児期の頃から子育て家庭が身近な地域とかかわり、つながりを深めることで、家庭への支援の目が届かずに孤立することを防ぎます。そのため、子育て・子育て支援にかかわる関係者・機関によるネットワークとして、子育て支援総合センターの児童相談機能と、認定こども園、子育てひろばや児童館などの地域子育て支援拠点の連携する内容や方法、役割分担を明確にし、それらを中心として、保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会等が、相互の連携・協働する地域ごとの子育て支援ネットワークを構築します。
- あわせて、子育て支援総合センターや子育てひろば、認定こども園、保育所、児童館、区役所に利用者支援事業の実施を拡大するとともに、地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）をネットワークの核として、総合案内や全体のコーディネート機能をさらに強化していきます。
- 様々な機会を通じて、子育てに関する総合相談窓口である子育て支援総合センターや地域の児童館などの子育て相談窓口の区民への周知・ＰＲを進めます。家庭での子育てを支援する拠点として、今後は特に、親同士のつながりや支えあいを促進するための自主グループの育成や、子育てを支援する地域人材の育成等に力を入れていきます。

＜地域子育て支援ネットワークの検討イメージ図＞  
地域子育て支援拠点ごとにネットワークを構築する



| 計画事業 |                      | 重点事業 | 関連事業 |
|------|----------------------|------|------|
| 162  | 子育てサポーターの育成・活用       |      |      |
| 163  | 地域子育て支援ネットワークの構築     |      |      |
| 164  | 地域子育て支援拠点における利用者支援事業 |      |      |
| 165  | 保育コンシェルジュ事業（利用者支援事業） |      |      |
| 166  | 乳幼児子育て相談             |      |      |

## 方向性（５） 子どもの安全・安心を守るための環境の整備

- 交通安全教室の実施など、子どもの交通の安全を確保するための取り組みを推進します。
- 子どもの犯罪や非行の多くは人々の目に見えないところで引き起こされるケースが多く、子どもを犯罪から守るため、防犯意識の啓発、子どもの安全に配慮した地域施設や公園等の環境整備、パトロール等地域の見守りによる防犯活動など、区民（地域）、区、警察等が一体となった取り組みを推進します。

| 計画事業 |              | 重点事業 | 関連事業 |
|------|--------------|------|------|
| 167  | 地域防犯対策       |      |      |
| 168  | 安全・安心メール     |      |      |
| 169  | スクールゾーン育成事業  |      |      |
| 170  | セーフティ教室      |      |      |
| 171  | 交通安全教室       |      |      |
| 172  | すみだこども１１０番   |      |      |
| 173  | 緊急通報装置等の防犯設備 |      |      |
| 174  | 防犯ブザーの貸与     |      |      |
| 175  | 通学路防犯対策      |      |      |

## 基本目標 ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

### 方向性（１） ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境作りの推進

- 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現にむけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や重要性を浸透させるための啓発活動を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方を実現するための雇用環境や労働条件の整備、各種制度を利用しやすい職場の風土づくりなど、企業（事業所）の取り組みを促進するために、企業と関わりが深い労働関係団体等と連携し啓発するとともに、先進的な事例を紹介し学びあうことにより波及させていきます。
- あらゆる機会を通じて、男女が共同して子育てへ参加することの促進にむけた意識啓発を行います。

| 計画事業 |                                    | 重点事業 | 関連事業 |
|------|------------------------------------|------|------|
| 176  | ワーク・ライフ・バランス推進事業                   |      |      |
| 177  | 男性の育児参加にむけた意識啓発                    |      |      |
| 178  | 働く女性のための支援事業                       |      |      |
| 179  | 再就職支援のための事業                        |      |      |
| 180  | 男の生き方セミナー                          |      |      |
| 181  | すずかけ大学                             |      |      |
| 182  | 男女の機会均等の確保や待遇の改善、育児休業制度の取得促進にむけた啓発 |      |      |
| 183  | 子育て中の女性向け啓発事業                      |      |      |

## 方向性（２） 子育てにやさしいまちづくりの推進

- すみだ良質な集合住宅認定制度（子育て型）の充実等により、安心して子育てができる住宅・住環境の形成をめざします。
- 妊娠している人やベビーカーを押している人、子ども連れの人等が安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化、公共施設等への授乳やおむつ替えスペース、ベビーカーでも利用しやすいトイレの整備などを促進します。

| 計画事業 |                           | 重点事業 | 関連事業 |
|------|---------------------------|------|------|
| 184  | 赤ちゃん休けいスポット事業             |      |      |
| 185  | すみだ良質な集合住宅認定制度            |      |      |
| 186  | 放置自転車対策                   |      |      |
| 187  | 交通バリアフリー事業                |      |      |
| 188  | 道路バリアフリー事業                |      |      |
| 189  | 公園等の出入口バリアフリー化            |      |      |
| 190  | 公衆トイレ等のバリアフリー化            |      |      |
| 191  | 区庁舎、公共施設への子連れの親子向けトイレ等の整備 |      |      |

## 方向性（３） 子育て家庭の視点に立った情報の発信

- 情報を必要とするすべての人が、子育てに関する情報を気軽に入手できる環境づくりをめざし、今後は、子育て支援のための情報配信アプリの運用など、ＩＴを活用した情報発信のしくみづくりに取り組みます。
- 区の子育て支援情報にとどまらず、地域の子育て支援の取り組みや活動の情報、子育てに必要な知識を得られる情報など、保護者等が必要とする様々な情報を地域（企業等を含む）と区が共有・発信し、子育て家庭が気軽に利用できるよう、しくみづくりを進めていきます。

| 計画事業 |                         | 重点事業 | 関連事業 |
|------|-------------------------|------|------|
| 192  | 子育て支援のための情報発信アプリの運用     |      |      |
| 193  | 子育て支援に関する区ホームページコーナーの運用 |      |      |
| 194  | 子育て支援情報の提供              |      |      |
| 195  | 区報及びＣＡＴＶによる情報提供         |      |      |
| 196  | 区ホームページ等の外国語版の作成        |      |      |
| 197  | いきいき子育てガイドブックの作成        |      |      |

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。そこで、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す考え方から、南北別に2区域の設定とします。

#### 【提供区域の設定】



## 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### (1) 新制度による認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は申請を区市町村に行い、区市町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります)。認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

#### 【認定区分】

| 認定区分    | 年 齢             | 保育の必要性の有無 | 利用できる施設・事業               |
|---------|-----------------|-----------|--------------------------|
| 1号認定    | 満3歳以上           | 無         | 認定こども園、幼稚園               |
| 2号認定    |                 | 有         | 認定こども園、保育所               |
| 3号認定    | 満3歳未満<br>(0～2歳) | 有         | 認定こども園、保育所、地域型保育事業       |
| (認定対象外) | 0～5歳            | (無)       | (基本的に保護者による自宅等での保育となります) |

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

#### 【施設・事業の内容】

| 区分                           | 施設・事業名  | 対象認定<br>対象年齢      | 内 容                                                           |
|------------------------------|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 教育・保育<br>施設<br>(施設型給付)       | 幼稚園     | 1号認定<br>3～5歳児     | 満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。            |
|                              | 認定こども園  | 1～3号認定<br>0～5歳児   | 保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。 |
|                              | 保育所     | 2・3号認定<br>0～5歳児   | 保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を保育します。                                |
| 地域型<br>保育事業<br>(地域型保育<br>給付) | 家庭的保育   | 3号認定<br><br>0～2歳児 | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。                      |
|                              | 小規模保育   |                   | 少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。                 |
|                              | 事業所内保育  |                   | 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。                       |
|                              | 居宅訪問型保育 |                   | 障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。                     |

## ( 2 ) 区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。また、子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は翌年度の 4 月 1 日

平成 26 年度は平成 27 年 4 月 1 日時点で確保が予定されている数値

### 1 ) 1 号認定

単位：人

| 【全区域】     |           | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |           | —           | 1,844       | 1,900       | 1,957       | 2,014       | 2,071       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設   | 662         | 662         | 662         | 776         | 873         | 989         |
|           | 幼稚園(私学助成) | 1,083       | 1,083       | 1,083       | 1,083       | 1,083       | 1,083       |
| 差異 ( - )  |           | —           | ▲ 99        | ▲ 155       | ▲ 98        | ▲ 58        | 1           |

| 【北部】      |           | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |           | —           | 1,037       | 1,066       | 1,096       | 1,125       | 1,155       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設   | 280         | 280         | 280         | 314         | 395         | 448         |
|           | 幼稚園(私学助成) | 708         | 708         | 708         | 708         | 708         | 708         |
| 差異 ( - )  |           | —           | ▲ 49        | ▲ 78        | ▲ 74        | ▲ 22        | 1           |

| 【南部】      |           | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |           | —           | 807         | 834         | 861         | 889         | 916         |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設   | 382         | 382         | 382         | 462         | 478         | 541         |
|           | 幼稚園(私学助成) | 375         | 375         | 375         | 375         | 375         | 375         |
| 差異 ( - )  |           | —           | ▲ 50        | ▲ 77        | ▲ 24        | ▲ 36        | 0           |

## ２）２号認定

単位：人

| 【全区域】     |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 2,725       | 2,929       | 3,134       | 3,337       | 3,541       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 3,022       | 3,097       | 3,247       | 3,373       | 3,516       | 3,640       |
|           | 認可外施設等  | 87          | 87          | 87          | 87          | 87          | 87          |
| 差異（ - ）   |         | —           | 459         | 405         | 326         | 266         | 186         |

| 【北部】      |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 1,595       | 1,597       | 1,599       | 1,600       | 1,602       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 1,840       | 1,840       | 1,840       | 1,806       | 1,815       | 1,762       |
|           | 認可外施設等  | 19          | 19          | 19          | 19          | 19          | 19          |
| 差異（ - ）   |         | —           | 264         | 262         | 226         | 234         | 179         |

| 【南部】      |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 1,130       | 1,332       | 1,535       | 1,737       | 1,939       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 1,182       | 1,257       | 1,407       | 1,567       | 1,701       | 1,878       |
|           | 認可外施設等  | 68          | 68          | 68          | 68          | 68          | 68          |
| 差異（ - ）   |         | —           | 195         | 143         | 100         | 32          | 7           |

## ３）３号認定（０歳）

単位：人

| 【全区域】     |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 556         | 584         | 611         | 639         | 649         |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 385         | 394         | 412         | 442         | 472         | 502         |
|           | 地域型保育事業 | 56          | 62          | 68          | 74          | 80          | 80          |
|           | 認可外施設等  | 71          | 71          | 71          | 71          | 71          | 71          |
| 差異（ - ）   |         | —           | ▲29         | ▲33         | ▲24         | ▲16         | 4           |

| 【北部】      |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 306         | 316         | 325         | 335         | 327         |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 225         | 225         | 225         | 225         | 237         | 237         |
|           | 地域型保育事業 | 33          | 39          | 45          | 51          | 57          | 57          |
|           | 認可外施設等  | 33          | 33          | 33          | 33          | 33          | 33          |
| 差異（ - ）   |         | —           | ▲9          | ▲13         | ▲16         | ▲8          | 0           |

| 【南部】      |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 250         | 268         | 286         | 304         | 322         |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 160         | 169         | 187         | 217         | 235         | 265         |
|           | 地域型保育事業 | 23          | 23          | 23          | 23          | 23          | 23          |
|           | 認可外施設等  | 38          | 38          | 38          | 38          | 38          | 38          |
| 差異（ - ）   |         | —           | ▲20         | ▲20         | ▲8          | ▲8          | 4           |

#### 4) 3号認定（1～2歳）

単位：人

| 【全区域】     |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 1,827       | 1,878       | 1,932       | 1,894       | 1,932       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 1,667       | 1,694       | 1,748       | 1,826       | 1,904       | 1,982       |
|           | 地域型保育事業 | 128         | 141         | 154         | 167         | 180         | 180         |
|           | 認可外施設等  | 172         | 172         | 172         | 172         | 172         | 172         |
| 差異（ - ）   |         | —           | 180         | 196         | 233         | 362         | 402         |

| 【北部】      |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 913         | 920         | 930         | 912         | 931         |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 977         | 977         | 977         | 977         | 1,001       | 1,001       |
|           | 地域型保育事業 | 79          | 92          | 105         | 118         | 131         | 131         |
|           | 認可外施設等  | 81          | 81          | 81          | 81          | 81          | 81          |
| 差異（ - ）   |         | —           | 237         | 243         | 246         | 301         | 282         |

| 【南部】      |         | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み     |         | —           | 914         | 958         | 1,002       | 982         | 1,001       |
| 確保の<br>内容 | 教育・保育施設 | 690         | 717         | 771         | 849         | 903         | 981         |
|           | 地域型保育事業 | 49          | 49          | 49          | 49          | 49          | 49          |
|           | 認可外施設等  | 91          | 91          | 91          | 91          | 91          | 91          |
| 差異（ - ）   |         | —           | ▲57         | ▲47         | ▲13         | 61          | 120         |

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに区全域である 1 区域か、南北別の 2 区域とします。

平成 26 年度の「量の見込み」は実績（一部除く）

#### 【地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定】

| 事業                                 | 区域検討の考え方                                                  | 提供区域 |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------|
| 放課後児童健全育成事業<br>（学童クラブ運営事業）         | 希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指します。         | 2 区域 |
| 時間外保育事業<br>（延長保育事業）                | 希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指します。         | 2 区域 |
| 子育て短期支援事業<br>（子どもショートステイ事業）        | 全区域でのニーズに応えられるよう、施設数や定員の拡充を図りながら、必要な時に利用できる状態を目指します。      | 区全域  |
| 地域子育て支援拠点事業<br>（子育てひろば事業）          | 子どもと保護者が希望した地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指します。 | 2 区域 |
| 幼稚園による一時預かり                        | 状況に応じて柔軟に利用できる状態を目指します。                                   | 区全域  |
| 一時預かり事業等                           | 希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指します。         | 2 区域 |
| 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター事業） | 希望するタイミングで利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指します。      | 区全域  |
| 病児・病後児保育事業                         | 希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指します。         | 2 区域 |
| 利用者支援事業                            | 区全域を対象とした情報提供やニーズ把握などの支援体制の構築を目指します。                      | 区全域  |
| 妊婦健診                               | 妊婦が自らの状況に応じて既存の医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はありません。               | 区全域  |
| 乳児家庭全戸訪問事業                         | 乳児がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はありません。                       | 区全域  |
| 養育支援訪問事業                           | 虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はありません。                       | 区全域  |

【地域子ども・子育て支援事業の事業の内容】

| 事業名                                | 事業の内容                                                                                                                       |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放課後児童健全育成事業<br>(学童クラブ運営事業)         | 保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。                                         |
| 時間外保育事業<br>(延長保育事業)                | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。                                                              |
| 子育て短期支援事業<br>(子どもショートステイ事業)        | 保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的にお子さんを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設で短期間お子さんを養育します。                                            |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(子育てひろば事業)          | 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。                                                                  |
| 幼稚園による一時預かり事業                      | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に保育を行う事業です。                                                              |
| 一時預かり事業等                           | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。 |
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。                              |
| 病児・病後児保育事業                         | 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。                                                                  |
| 利用者支援事業                            | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。                                       |
| 妊婦健康診査                             | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。                                  |
| 乳児家庭全戸訪問事業                         | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。                                                                       |
| 養育支援訪問事業                           | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。                                                      |

( 1 ) 放課後児童健全育成事業 ( 学童クラブ運営事業 )

単位：人 / 月

| 【全区域】          |     |                                                  | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------------|-----|--------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の<br>見込み      | 低学年 |                                                  | 1,714       | 1,799       | 1,825       | 1,851       | 1,877       | 1,903       |
|                | 高学年 | 放課後の居<br>場所等とし<br>てのニーズ<br>特に配慮を<br>必要とする<br>ニーズ | —           | ( 119 )     | ( 296 )     | ( 473 )     | ( 649 )     | ( 827 )     |
|                |     |                                                  | 59          | 67          | 75          | 84          | 92          | 100         |
|                | 合計  |                                                  | 1,773       | 1,866       | 1,900       | 1,935       | 1,969       | 2,003       |
| 確保の<br>内容      | 低学年 |                                                  | 1,850       | 1,794       | 1,810       | 1,846       | 1,876       | 1,910       |
|                | 高学年 |                                                  | —           | 96          | 80          | 84          | 94          | 100         |
|                | 合計  |                                                  | 1,850       | 1,890       | 1,890       | 1,930       | 1,970       | 2,010       |
| 差異 (    -    ) |     |                                                  | —           | 24          | ▲ 10        | ▲ 5         | 1           | 7           |

( 2 ) 時間外保育事業 ( 延長保育事業 )

単位：人 / 月

| 【全区域】    | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み    | 570         | 647         | 725         | 803         | 881         | 881         |
| 確保の内容    | 920         | 920         | 920         | 920         | 938         | 938         |
| 差異 ( - ) | —           | 273         | 195         | 117         | 57          | 57          |

( 3 ) 子育て短期支援事業 ( 子どもショートステイ事業 )

単位：人日 / 年

| 【全区域】        | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み        | 24          | 26          | 40          | 54          | 68          | 68          |
| 確保の内容        | 548         | 548         | 730         | 1,095       | 1,460       | 1,460       |
| 定員 ( 人 / 日 ) | 1(1)        | 1(1)        | 2           | 3           | 4           | 4           |
| 差異 ( - )     | —           | 522         | 690         | 1,041       | 1,392       | 1,392       |

( 4 ) 地域子育て支援拠点事業 ( 子育てひろば事業 )

単位：人回 / 年

| 【全区域】    | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み    | 126,177     | 156,621     | 187,065     | 217,509     | 247,953     | 278,397     |
| 確保の内容    | 281,303     | 281,663     | 282,023     | 288,303     | 291,623     | 303,463     |
| 箇所数      | 17          | 17          | 17          | 19          | 20          | 24          |
| 差異 ( - ) | —           | 125,042     | 94,958      | 70,794      | 43,670      | 25,066      |

( 5 ) 一時預かり事業

1 ) 幼稚園による一時預かり事業

単位：人日 / 年

| 【全区域】    | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み    | 6,209       | 7,763       | 8,924       | 10,084      | 11,245      | 11,204      |
| 確保の内容    | —           | 7,763       | 8,924       | 10,084      | 11,245      | 11,204      |
| 差異 ( - ) | —           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

2 ) 一時預かり事業等

単位：人日 / 年

| 【全区域】    | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み    | 13,455      | 17,598      | 22,338      | 27,079      | 31,820      | 36,560      |
| 確保の内容    | 57,166      | 57,166      | 57,166      | 57,166      | 57,166      | 57,166      |
| 差異 ( - ) | —           | 39,568      | 34,828      | 30,087      | 25,346      | 20,606      |

( 6 ) 子育て援助活動支援事業 ( ファミリー・サポート・センター事業 )

単位：人日 / 年

| 【全区域】    |     | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み    | 低学年 | 1,254       | 1,241       | 1,268       | 1,269       | 1,254       | 1,262       |
|          | 高学年 | 349         | 335         | 351         | 355         | 355         | 353         |
|          | 合計  | 1,603       | 1,576       | 1,619       | 1,624       | 1,609       | 1,615       |
| 確保の内容    | 低学年 | 4,042       | 4,042       | 4,042       | 4,042       | 4,042       | 4,042       |
|          | 高学年 | 1,119       | 1,119       | 1,119       | 1,119       | 1,119       | 1,119       |
|          | 合計  | 5,161       | 5,161       | 5,161       | 5,161       | 5,161       | 5,161       |
| 差異 ( - ) |     | —           | 3,585       | 3,542       | 3,537       | 3,552       | 3,546       |

( 7 ) 病児・病後児保育事業

単位：人日／年

| 【全区域】    | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み    | 390         | 1,705       | 3,020       | 4,335       | 5,650       | 5,649       |
| 確保の内容    | 2,441       | 2,734       | 4,003       | 5,272       | 5,858       | 5,858       |
| 差異 ( - ) | —           | 1,029       | 983         | 937         | 208         | 209         |

( 8 ) 利用者支援事業

単位：箇所数

|     | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 箇所数 | 3           | 3           | 4           | 15          | 15          | 15          |

( 9 ) 妊婦健康診査

単位：人回／年

|       | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度      | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | —           | 28,086           | 27,403      | 26,965      | 28,499      | 27,687      |
| 確保の内容 | 26,803      | 全ての対象者に事業を実施します。 |             |             |             |             |

( 10 ) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：回／年

|       | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度      | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | —           | 2,600            | 2,650       | 2,700       | 2,750       | 2,800       |
| 確保の内容 | 1,863       | 全ての対象者に事業を実施します。 |             |             |             |             |

( 11 ) 養育支援訪問事業

単位：人日／年

|       | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度           | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | —           | 373                   | 382         | 381         | 375         | 375         |
| 確保の内容 | 312         | 支援が必要なケース全てに事業を実施します。 |             |             |             |             |

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

#### (1) 関係機関等との連携・協働

計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、区内の教育・保育事業者、学校、区民との連携・協働を推進しながら施策の充実を図っていきます。

#### (2) 計画・制度の周知

計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く区民にお知らせします。同様に、「子ども・子育て支援新制度」の周知に努めていきます。

### 2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の管理にあたっては、「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。

なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。



墨田区次世代育成支援行動計画  
墨田区子ども・子育て支援事業計画  
【概要版】

---

平成 27 年 2 月

発行 墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当子育て支援課  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号  
T E L : 03-5608-6084 ( 直通 )  
F A X : 03-5608-6404  
E-mail : KOSODATE@city.sumida.lg.jp

---